

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和2年度第3回さいたま市大規模小売店舗立地審議会
2 会議の開催日時	令和3年3月19日(金)～4月12日(月)
3 会議の開催場所	-
4 出席者名	坂本 邦宏会長、渡邊 祐子副会長 青木 淳子委員、小林 忠男委員、 園田 真見子委員
5 欠席者名	-
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について (2) その他 (公開・非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	情報公開条例第23条第3号のため (公開することにより新型コロナウイルス感染症のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため)
8 傍聴者の数	-
9 審議した内容	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について
10 問合せ先	経済局 商工観光部 商業振興課 電話番号 048-829-1364
11 その他	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送により書面での審議を行いました。

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通い箱を積極的に用い、ダンボール箱の使用量を削減します。 ・ 各店舗に責任者を置き、廃棄物の分別化を徹底して再利用を進め、最終廃棄ごみゼロを目指しています。 ・ 容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物の発生抑制・再利用・減量化に努めます。 <p>(4) ・ 災害時における生活必需品物資の提供等の地域貢献に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗営業時間終了後は、店舗及び駐車場で入口を施錠し、夜間の防犯管理を徹底します。 ・ 店内に防犯カメラを設置します。
2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項	
<p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>①騒音問題に対応するための対応策について</p> <p>イ 騒音問題への一般的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に配慮した施設及び機器、防音壁等の配置 <p>ロ 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき作業及び営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮 <p>ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等からの騒音、廃棄物収集作業等に伴う騒音に対する設備及び施設運営上の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店時刻及び閉店時刻：午前10：00～午後9：50 ・ 駐車場利用可能時間帯：午前9：30～午後10：00 ・ 荷さばき可能時間帯：午前6：00～午後10：00 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BGM等の屋外宣伝活動は行いません。 ・ 冷却塔・室外機・給排気口等については、低騒音機器を導入し、周辺住民への影響が少ない位置（屋上等）に設置します。 <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差のないコンクリート平滑仕上げ構造とし台車走行音を低減します。 ・ 搬入車両のアイドリング禁止を徹底し、計画的な搬入により待機車両音を解消します。 <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等の防音対策として、場内に看板等を掲示し、また、車路は段差がなく静穏な走行ができる構造とし、騒音低減を図ります。
<p>②騒音の予測・評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル <p>騒音に係る環境基準について</p> <p>〔第一種住居地域〕</p> <p>〔昼間〕55dB、〔夜間〕45dB</p> <p>〔準工業地域〕</p> <p>〔昼間〕60dB、〔夜間〕50dB</p> <p>【選定理由】</p> <p>A：来客車両の走行、キュービクルの稼働の影響を受け、計画地の隣接地に住宅がある地点として選定(1.2m、4.7m、7.7m高さ)</p> <p>B：来客車両の走行、空調室外機の稼働の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定(1.2m、4.7m高さ)</p> <p>C：大型車両及び来客車両の走行、荷さばき作業と廃棄物収集作業の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定(1.2m、4.7m、7.7m、10.7m高さ)</p> <p>D：空調室外機、冷凍室外機及び排気口の稼働の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間において発生すると見込まれる騒音ごとの最大値 <p>規制値</p> <p>〔第一種住居地域〕 45dB</p>	<p>(P18～20 騒音に関する図面及び騒音関係立面図参照)</p> <p>※選定理由及び予測結果の詳細はP22～23参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 等価騒音レベルの予測 <p>予測地点A～D（第一種住居地域、準工業地域）</p> <p>◎〔昼間〕44dB～51dB（全地点基準値以下）</p> <p>◎〔夜間〕30dB～34dB（全地点基準値以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間騒音の最大値の予測 <p>予測地点 a～d〔第一種住居地域〕</p> <p>◎夜間稼働する定常騒音について、すべての店舗側敷地境界の予測値店において規制値以下</p>

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等																								
<p>【選定理由】</p> <p>a：キュービクルの稼働の影響が大きい地点の店舗側敷地境界（7.7m高さ）</p> <p>b：空調室外機の影響が大きい地点の店舗側敷地境界（4.7m高さ）</p> <p>c：空調室外機、冷蔵室外機の影響が大きい地点の店舗側敷地境界（10.7m高さ）</p> <p>d：排気口及びキュービクルの影響が大きい地点の店舗側敷地境界（4.7m高さ）</p> <p>(2) 廃棄物に係る事項等</p> <p>①廃棄物等の保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の種類ごとに必要な保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管容量の算出 <p>・ 廃棄物等保管施設の容量</p> <p>店舗1階西側廃棄物保管施設：14m³（小数点以下四捨五入）</p> <p>・ 廃棄物の保管方法等</p> <p>②廃棄物等の運搬や処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営 <p>・ その他設置者としての廃棄物等に関する対応方針について</p> <p>(3) 街並みづくり等への配慮事項</p> <p>① 街並みづくりや景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化対策について <p>・ 景観への配慮について</p> <p>・ 高齢者・身障者への配慮</p> <p>・ 夜間照明・広告塔照明等の計画と光害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測結果の評価 <p>〔昼間〕及び〔夜間〕の等価騒音レベルの予測について、全予測地点において環境基準値以下となります。</p> <p>夜間騒音の最大値の予測について、夜間稼働する定常騒音について、すべての店舗側敷地境界の予測値店において規制値以下となります。</p> <p>なお、将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、迅速に誠意をもって対応いたします。</p> <p>(P5、P9 建物配置図及び廃棄物保管施設参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の保管容量 <p>店舗1階西側廃棄物保管施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指針排出予測値</th> <th>保管容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙製廃棄物等</td> <td>2.58m³</td> <td>< 3.0m³</td> </tr> <tr> <td>金属製廃棄物等</td> <td>0.09m³</td> <td>< 1.5m³</td> </tr> <tr> <td>ガラス製廃棄物等</td> <td>0.07m³</td> <td>< 1.5m³</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製廃棄物等</td> <td>2.48m³</td> <td>< 3.0m³</td> </tr> <tr> <td>生ごみ等</td> <td>0.38m³</td> <td>< 3.0m³</td> </tr> <tr> <td>その他可燃物</td> <td>0.18m³</td> <td>< 1.5m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5.78m³</td> <td>< 14m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指針による1日当たりの廃棄物等の排出予測値を上回る保管容量を確保しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は定期的に清掃を実施し、臭気の発生抑制に努めます。 ・ 廃棄物は毎日回収します。 ・ 再資源可能な物資（段ボール・古紙・空き缶・ペットボトル・発泡スチロール等）については、容器包装リサイクル法に基づき、処理いたします。 ・ 食品加工場等の施設内処理はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市みどりの条例による緑地を敷地内に確保し、緑化の推進に努めます。 ・ さいたま市景観条例に基づき、周辺への景観に配慮します。 ・ 外観のデザイン及び色彩に関しては、落ち着いた（明るく、やわらかい色彩）雰囲気にします。 ・ さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、点状ブロック・避難誘導灯・店舗案内看板等を設置します。 ・ 屋外照明・広告塔照明等は、店舗周辺住居に対して、大きな影響を及ぼさないように、配置・照度・方向・点灯時間に配慮します。 <p>意見の概要</p> <p>住民等意見及び関係各課（県警等含む）の意見</p> <p>法8条4項のさいたま市意見</p> <p>【住民等意見】</p> <p>なし</p> <p>【関係各課の意見】</p> <p>別紙のとおり</p>		指針排出予測値	保管容量	紙製廃棄物等	2.58m ³	< 3.0m ³	金属製廃棄物等	0.09m ³	< 1.5m ³	ガラス製廃棄物等	0.07m ³	< 1.5m ³	プラスチック製廃棄物等	2.48m ³	< 3.0m ³	生ごみ等	0.38m ³	< 3.0m ³	その他可燃物	0.18m ³	< 1.5m ³	合計	5.78m ³	< 14m ³
	指針排出予測値	保管容量																							
紙製廃棄物等	2.58m ³	< 3.0m ³																							
金属製廃棄物等	0.09m ³	< 1.5m ³																							
ガラス製廃棄物等	0.07m ³	< 1.5m ³																							
プラスチック製廃棄物等	2.48m ³	< 3.0m ³																							
生ごみ等	0.38m ³	< 3.0m ³																							
その他可燃物	0.18m ³	< 1.5m ³																							
合計	5.78m ³	< 14m ³																							

店舗の名称：（仮称）ドラッグコスモス東岩槻店	店舗の所在地：さいたま市岩槻区東岩槻二丁目4番2，4番3（P3 広域見取図 参照）	用途地域：第一種住居地域（P4 周辺見取図 参照）	店舗面積：1，529㎡（P5～6 建物配置図及び1階平面図参照）	小売業者：株式会社コスモス薬品	営業時間：午前10:00～午後10:00
届出日：令和2年10月19日	新設日：令和3年6月20日	縦覧・意見書提出期間：令和2年10月27日～令和3年3月1日		説明会：令和2年12月10日（木）：1回実施	

○届出の概要

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される必要駐車台数を確保すること。	(P5～6 建物配置図及び1階平面図 参照) ① 駐車場の収容台数 店舗南側平面駐車場 47台
① 立地法指針による必要台数 47台	※立地法指針に基づく必要台数を確保しています。
②駐車場の位置及び構造等 公道における駐車場への入庫待ち行列を最小限のものとするため、店舗付近の交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいた対策の実施	(P5, 16 建物配置図及び来店帰宅車両動線 参照) イ・自走式 発券ブース なし ・駐車場出入口の数 4箇所 (入口1箇所、出口1箇所、出入口2箇所) ・各出入口におけるピーク時の入庫処理能力 来店車両数 入庫処理能力 入口1 (市道1700号) 17台 < 450台 出入口3 (市道1564号線) 34台 < 450台 出入口4 (市道1585号線) 23台 < 450台 ・各方面からは迂回経路もなく、左折で入庫可能なわかりやすい経路となっています。 ・案内経路を店舗内掲示及びチラシ・HP等により表示し徹底します。 ・オープン時及び繁忙期には、適宜交通誘導員を配し、円滑な入出庫による周辺交通への影響の緩和や来客自動車の入出庫の際の歩行者等の安全を確保します。
イ 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置 ・ピーク1時間の来客の自動車台数を上回る入庫処理能力の確保 ・駐車場の出入りは左折を原則としているか。	
ロ 駐車待ちスペースの確保 ・公道に入庫待ち行列が発生しないように必要に応じて敷地内に駐車待ちスペースを確保 必要な駐車待ちスペース 入口1 (市道1700号) : 0m 出入口3 (市道1564号線) : 0m 出入口4 (市道1585号線) : 0m	ロ 駐車待ちスペースの確保 なし 入口1 (市道1700号) : 0m 出入口3 (市道1564号線) : 0m 出入口4 (市道1585号線) : 0m
ハ 駐車場の分散確保	ハ 分散駐車場 なし
二 駐車場出入口における交通整理	ニ・配置場所：駐車場出入口周辺 ・配置期間：オープン時、繁忙期 ・人数 : 3人程度 ・時間帯 : 午後のピーク時を中心に営業時間内の混雑時に適宜配置
③駐輪場の確保 イ 自転車等附置義務条例、又は年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要駐輪場の確保と適切な管理 さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例の参考値 (必要台数) 76台	(P5 建物配置図 参照) イ 附置義務条例指定区域 ・店舗南側 駐輪場1 20台 構造：平面式 店舗西側 駐輪場2 24台 構造：平面式 店舗北側 駐輪場3 32台 構造：平面式 合計 76台 ※さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例に基づく必要台数を確保しています。

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
	・従業員が適宜巡回し、駐輪場の整理を行います。 ・営業時間外は、チェーン・バリカー等により施錠し閉鎖します。
ロ 自動二輪車の駐車場の確保	ロ 自動二輪駐輪場 0台
④荷さばき施設の整備等 イ 商品等を搬出入する車両の作業、駐車等に配慮した荷さばき施設の整備 (動線の交錯はないか) ・荷さばき施設： 店舗東側荷さばき施設 63.88㎡ 合計 64㎡ (小数点以下四捨五入)	(P5 建物配置図参照) イ 搬入車両専用出入口：なし
ロ 搬出入車両の一定時間の集中の回避等計画的な搬出入 ・搬出入時間 荷さばき施設：午前6時～午後10時	(P12(3) 荷さばき車両及び廃棄物収集車両の搬出入計画 参照) ロ 搬出入車両台数 ・店舗東側荷さばき施設：1日8台 (10t車：2台、2t車：4台、廃棄物：2台) ピーク時：6、7時台：10t車1台 9、10時台：廃棄物1台 13、14、18、21時台：2t車1台 ※延べ荷さばき処理時間が10分又は20分であることから、スムーズな対応が図れるものと考えております。 ※荷さばき車両の運行は、左折による入出庫とし、出入り及び場内通行の際には、誘導員 (従業員) により歩行者等の安全確保に努めます。 ※荷さばき時間について、通学時間帯7:30～8:30を避けた搬出入計画とします。
⑤経路の設定等 ・交通量調査 交差点1 : R2.1.26 (日)、R2.1.27 (月) 8:00～23:00 交差点2 : R2.1.26 (日)、R2.1.27 (月) 8:00～23:00 ・各交差点のピーク時間帯 交差点1：休日11時台、平日8時台 交差点2：休日11時台、平日18時台 ・来客や搬出入の車両が当該店舗に到着するまでの適切な案内経路の設定、案内表示の設置や情報提供	(P16 来店帰宅車両動線 参照) ・開店後のピーク時における交差点需要率等 <信号交差点> 交差点1 (現況⇒開店後) 休日0.057⇒0.077、平日0.081⇒0.101 交差点2 (現況⇒開店後) 休日0.112⇒0.132、平日0.187⇒0.205 ・店舗内掲示板に来退店経路の案内を設置するとともに、チラシ・HPに来退店経路を図示します。
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	(2) 来客車両に対して、看板等により歩行者への注意喚起を行い、歩行者の通行の利便、安全性を確保します。
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	(3) 過剰包装を廃止し、「お買い物袋持参」運動の推進を図ります。 ・通い箱を積極的に用い、ダンボール箱の使用量を削減します。 ・各店舗に責任者を置き、廃棄物の分別化を徹底して再利用を進め、最終廃棄ごみゼロを目指しています。

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物の発生抑制・再利用・減量化に努めます。 <p>(4) ・災害時における生活必需品物資の提供等の地域貢献に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗営業時間終了後は、店舗及び駐車場で入口を施錠し、夜間の防犯管理を徹底します。 店内に防犯カメラを設置します。
2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項	
<p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>①騒音問題に対応するための対応策について</p> <p>イ 騒音問題への一般的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に配慮した施設及び機器、防音壁等の配置 <p>ロ 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷さばき作業及び営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮 <p>ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等からの騒音、廃棄物収集作業等に伴う騒音に対する設備及び施設運営上の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 開店時刻及び閉店時刻：午前10:00～午後10:00 駐車場利用可能時間帯：午前9:30～午後10:30 荷さばき可能時間帯：午前6:00～午後10:00 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> BGM等の屋外宣伝活動は行いません。 冷却塔・室外機・給排気口等については、低騒音機器を導入し、周辺住民への影響が少ない位置（屋上等）に設置します。 <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> 段差のないコンクリート平滑仕上げ構造とし台車走行音を低減します。 搬入車両のアイドリング禁止を徹底し、計画的な搬入により待機車両音を解消します。 <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> 不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等の防音対策として、場内に看板等を掲示し、また、車路は段差がなく静穏な走行ができる構造とし、騒音低減を図ります。
<p>②騒音の予測・評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル騒音に係る環境基準について 〔第一種住居地域、第一種低層住居専用地域〕 〔昼間〕55dB、〔夜間〕45dB <p>【選定理由】</p> <p>A：来客車両の走行、排気口及び空調室外機、冷蔵室外機、キュービクルの稼働の影響を受け、計画地の隣接地に住宅がある地点として選定（1.2m、4.7m高さ）</p> <p>B：空調室外機及びキュービクルの稼働の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定（1.2m、4.7m高さ）</p> <p>C：大型車両及び来客車両の走行の影響を受け、荷さばき作業、廃棄物収集作業の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定（1.2m、4.7m高さ）</p> <p>D：大型車両及び来客車両の走行の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定（1.2m高さ）</p> <p>E：来客車両の走行の影響を受け、計画地から道路をはさみ住宅がある地点として選定（1.2m、4.7m高さ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間において発生すると見込まれる騒音ごとの最大値規制値 〔第一種住居地域〕45dB ※東岩槻保育園から50m以内の予測地点は規制基準値より-5dB減とする。 <p>【選定理由】</p> <p>a：空調室外機及び冷蔵室外機、キュービクルの稼働の影響が大きい地点の店舗側敷地境界（1.2m高さ）</p> <p>b：空調室外機及びキュービクルの影響が大きい地点の店舗側敷地境界（1.2m高さ）</p> <p>c：来客車両走行の影響が大きい地点の店舗側敷地境界（1.2m高さ）</p> <p>d：駐車場出入口の影響が大きい地点の店舗側敷地境界</p>	<p>(P19～20 騒音関係図及び騒音関係立面図 参照)</p> <p>※選定理由及び予測結果の詳細はP21～22参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 等価騒音レベルの予測 予測地点A～E（第一種住居地域、第一種低層住居専用地域） ◎〔昼間〕42dB～52dB（全地点基準値以下） ◎〔夜間〕28dB～34dB（全地点基準値以下） <p>・夜間騒音の最大値の予測</p> <p>予測地点 a～e〔第一種住居地域〕</p> <p>◎夜間稼働する定常騒音について、すべての店舗側敷地境界の予測値店において規制値以下</p> <p>◎変動騒音については、一部の音源が自敷地境界で規制値を超過</p> <p>自敷地境界で規制値を超過している音源</p> <ul style="list-style-type: none"> 車1～4、車11～14では、敷地境界では規制基準値を超過しますが、保全対象側地点では規制基準値を満足します。 車5、6は、敷地境界、保全対象側では規制基準値を超過しますが、直近住居地点では規制基準値を満足します。

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等																
<p>(1.2m高さ)</p> <p>e：来客車両走行の影響が大きい地点の店舗側敷地境界（1.2m高さ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の評価 〔昼間〕及び〔夜間〕の等価騒音レベルの予測について、全予測地点において環境基準値以下となります。 夜間騒音の最大値の予測について、来店自動車走行音の一部が自敷地境界で規制基準値を上回りますが、直近住居地点では基準値以下となります。 なお、騒音対策として、夜間時間帯（22時以降）の駐車場内の一部利用制限を行うため、駐車場出入口はバリカーチェーンで、車路はカラーコーンで閉鎖するとともに、駐車場内に「アイドリングストップ」、「10km/h走行」の看板を設置し、来客者の騒音の低減意識の啓蒙に努めます。将来、周辺環境が変化し、それに伴い、苦情等が発生した場合には、迅速に誠意をもって対応いたします。 																
<p>(2) 廃棄物に係る事項等</p> <p>①廃棄物等の保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の種類ごとに必要な保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管容量の算出 <p>・廃棄物等保管施設の容量</p> <p>店舗東側廃棄物保管施設：14m³（小数点以下四捨五入）</p> <p>・廃棄物の保管方法等</p> <p>②廃棄物等の運搬や処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営 <p>・その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策について</p>	<p>(P5, P9 建物配置図及び廃棄物保管施設参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の保管容量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指針排出予測量</th> <th>保管容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙製廃棄物等</td> <td>3.18m³ < 5.0m³</td> </tr> <tr> <td>金属製廃棄物等</td> <td>0.11m³ < 1.0m³</td> </tr> <tr> <td>ガラス製廃棄物等</td> <td>0.09m³ < 1.0m³</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製廃棄物等</td> <td>3.06m³ < 4.5m³</td> </tr> <tr> <td>生ごみ等</td> <td>0.47m³ < 1.0m³</td> </tr> <tr> <td>その他可燃物</td> <td>0.22m³ < 1.0m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7.13m³ < 13.5m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指針による1日当たりの廃棄物等の排出予測量を上回る保管容量を確保しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設は定期的に清掃を実施し、臭気の発生抑制に努めます。 廃棄物は毎日回収します。 再資源可能な物資（段ボール・古紙・空き缶・ペットボトル・発泡スチロール等）については、容器包装リサイクル法に基づき、処理いたします。 食品加工場等の施設内処理はありません。 <p>・さいたま市みどりの条例による緑地を敷地内に確保し、緑化の推進に努めます。</p> <p>・さいたま市景観条例に基づき、周辺への景観に配慮します。</p> <p>・外観のデザイン及び色彩に関しては、落ち着いた（明るく、やわらかい色彩）雰囲気になります。</p> <p>・さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、点状ブロック・避難誘導灯・店舗案内看板等を設置します。</p> <p>・屋外照明・広告塔照明等は、店舗周辺住居に対して、大きな影響を及ぼさないように、配置・照度・方向・点灯時間に配慮します。</p>	指針排出予測量	保管容量	紙製廃棄物等	3.18m ³ < 5.0m ³	金属製廃棄物等	0.11m ³ < 1.0m ³	ガラス製廃棄物等	0.09m ³ < 1.0m ³	プラスチック製廃棄物等	3.06m ³ < 4.5m ³	生ごみ等	0.47m ³ < 1.0m ³	その他可燃物	0.22m ³ < 1.0m ³	合計	7.13m ³ < 13.5m ³
指針排出予測量	保管容量																
紙製廃棄物等	3.18m ³ < 5.0m ³																
金属製廃棄物等	0.11m ³ < 1.0m ³																
ガラス製廃棄物等	0.09m ³ < 1.0m ³																
プラスチック製廃棄物等	3.06m ³ < 4.5m ³																
生ごみ等	0.47m ³ < 1.0m ³																
その他可燃物	0.22m ³ < 1.0m ³																
合計	7.13m ³ < 13.5m ³																
<p>(3) 街並みづくり等への配慮事項</p> <p>①街並みづくりや景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化対策について <p>・景観への配慮について</p> <p>・高齢者・身障者への配慮</p> <p>・夜間照明・広告塔照明等の計画と光害対策</p>																	
意見の概要																	
住民等意見及び関係各課（県警等含む）の意見	法8条4項のさいたま市意見																
【住民等意見】なし																	
【関係各課の意見】別紙のとおり																	

店舗の名称：（仮称）ケーズデンキ大宮櫛引店	店舗の所在地：さいたま市北区櫛引町二丁目738（P3 広域見取図参照）	用途地域：第一種住居地域（P4 周辺見取図参照）	店舗面積：1,934㎡（P5～6 建物配置図及び各階平面図参照）	小売業者：株式会社ケーズホールディングス	営業時間：午前9時00分～午後9時00分
届出日：令和2年10月29日	新設日：令和3年8月1日	縦覧・意見書提出期間：令和2年11月2日～令和3年3月2日		説明会：令和2年11月25日（水）：1回実施	

○届出の概要

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される必要駐車台数を確保すること。	(P5～6 建物配置図及び各階平面図参照) ① 駐車場の収容台数 店舗1階 駐車場 62台
① 立地法指針による必要台数 62台	※立地法指針に基づく必要台数を確保しています。
②駐車場の位置及び構造等 公道における駐車場への入庫待ち行列を最小限のものとするため、店舗付近の交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいた対策の実施	(P5, 12 建物配置図及び来退店経路図参照)
イ 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置 ・ピーク1時間の来客の自動車台数を上回る入庫処理能力の確保 ・駐車場の出入りは左折を原則としているか。	イ・自走式 発券ブース なし ・駐車場出入口の数 3箇所（入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所） ・各出入口におけるピーク時の入庫処理能力 来店車両数 入庫処理能力 店舗北側 出入口（市道30173号） 40台 < 450台 店舗東側 入口（市道32462号線） 52台 < 450台 ・各方面からの来店車両を左折で入庫できるよう誘導を行います。 ・店舗内に駐車場出入口を示す看板を設置し、案内経路を開店案内チラシ等に掲載し、周知いたします。 ・オープン時及び繁忙期には、交通整理員を適宜配置し誘導を行います。 ・東側出口では路面表示および看板で左折出庫を誘導します。 ・北側出入口では住宅地への進入を防ぐために、路面表示及び看板で右折出庫を誘導します。
ロ 駐車待ちスペースの確保 ・公道に入庫待ち行列が発生しないように必要に応じて敷地内に駐車待ちスペースを確保 必要な駐車待ちスペース 店舗北側 出入口（市道30173号） : 0m 店舗東側 入口（市道32462号線） : 0m	ロ 駐車待ちスペースの確保 あり 店舗北側 出入口（市道30173号） : 6m 店舗東側 入口（市道32462号線） : 19m
ハ 駐車場の分散確保	ハ 分散駐車場 なし
ニ 駐車場出入口における交通整理	ニ・配置場所：各出入口付近に適宜配置 ・人数 : 各1名 ・時間帯 : オープン時及び繁忙期に営業時間帯の繁忙時を中心に適宜配置
③駐輪場の確保 イ 自転車等附置義務条例、又は年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐輪場の確保と適切な管理	(P5 建物配置図参照) イ 附置義務条例指定区域外

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
立地法指針の参考値（必要台数） 56台	・店舗東側 駐輪場① 44台 構造：平面式 店舗東側 駐輪場② 12台 構造：平面式 合計 56台 ※立地法指針に基づく必要台数を確保しています。 ・従業員・整理員等が適宜巡回し整理を実施します。 ・閉店後は封鎖します。
ロ 自動二輪車の駐車場の確保	ロ 自動二輪駐輪場 3台
④荷さばき施設の整備等 イ 商品等を搬出入する車両の作業、駐車等に配慮した荷さばき施設の整備（動線の交錯はないか） ・荷さばき施設 43.0㎡ 合計 43㎡（小数点以下四捨五入） ロ 搬出入車両の一定時間の集中の回避等計画的な搬出入 ・搬出入時間 荷さばき施設：午前6時～午後10時	(P5 建物配置図及び1階平面図参照) イ 搬入車両専用出入口：あり (P10 7(3)荷さばき車両及び廃棄物収集車両の搬出入計画 参照) ロ 搬出入車両台数 ・店舗南側 荷さばき施設：1日6台（4t車：4台、廃棄物：2台） ピーク時：6、10、11、21時台：4t車1台7、9時台：廃棄物1台 ※延べ荷さばき処理時間が最大20分であることから、スムーズな対応が図れるものと考えております。 ※荷さばき・廃棄物車両の入出庫時には、左右確認の上歩行者自転車との接触事故防止の安全配慮について指導を行います。 ※通学時間帯を避けた搬出入計画とします。
⑤経路の設定等 ・交通量調査 交差点A : R2.7.5（日）、R2.7.6（月）8:00～22:00 交差点B : R2.7.5（日）、R2.7.6（月）8:00～22:00 交差点C : R2.7.5（日）、R2.7.6（月）8:00～22:00 ・各交差点のピーク時間帯 交差点A: 休日11時台、平日8時台 交差点B: 休日13時台、平日15時台 交差点C: 休日13時台、平日17時台 ・来客や搬出入の車両が当該店舗に到着するまでの適切な案内経路の設定、案内表示の設置や情報提供	(P12 来退店経路図参照) ・開店後のピーク時における交差点需要率等 <信号交差点> 交差点A(現況⇒開店後) 休日0.440⇒0.474、平日0.535⇒0.568 交差点C(現況⇒開店後) 休日0.475⇒0.525、平日0.496⇒0.550 <無信号交差点>（可能最大交通量） 交差点B 【流入部Aの右折（退店）】 休日：平均、平日：平均 【流入部Cの右折（来店）】 休日：遅れなし、平日：遅れなし ・店舗内に駐車場出入口を示す看板を設置するとともに、開店案内チラシ等に経路を掲載します。
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	(2)・駐車場内の車両の乱走行を防止するため、車止めを設置いたします。 ・出入口及び交差部について停止線及び止まれの路面標示を行います。
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	(3)・店内にてレジ袋削減の呼びかけを行います。

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・分別・リサイクルの啓蒙に努めます。 ・店舗から発生する廃棄物については分別を徹底し、可能な限り再資源化に努めます。 (4) ・具体的な協力要請があった場合、可能な範囲で必要な協力を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・地元警察の支援をいただきながら、防犯対策に努めてまいります。
2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項	
(1) 騒音の発生に係る事項 ①騒音問題に対応するための対応策について イ 騒音問題への一般的対策 ・騒音に配慮した施設及び機器、防音壁等の配置 ロ 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 ・荷さばき作業及び営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮 ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 ・冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等からの騒音、廃棄物収集作業等に伴う騒音に対する設備及び施設運営上の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・開店時刻及び閉店時刻：午前9：00～午後9：00 ・駐車場利用可能時間帯：午前8：45～午後9：15 ・荷さばき可能時間帯：午前6：00～午後10：00 イ ・BGM等の屋外宣伝活動は行いません。 ・室外機・給排気口等については、低騒音機器を導入します。 ロ ・荷さばき施設は段差の少ない構造とします。 ・搬入車両のアイドリングストップに努めるなど、作業員の静穏意識徹底を図ります。 ハ ・駐車場内にアイドリングストップを促す掲示をし、来店車両に対しても静穏保持を促します。
②騒音の予測・評価について ・平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル騒音に係る環境基準について 【第一種住居地域】 【昼間】55dB、【夜間】45dB 【選定理由】 A：車両走行・設備機器等の影響を受ける隣地との敷地境界（1.2m高さ） B：車両走行・作業音・設備機器等の影響を受ける道路を挟んだ隣地の敷地境界（1.2m、13.2m高さ） C：車両走行・設備機器等の影響を受ける道路を挟んだ隣地の敷地境界（1.2m高さ） D：車両走行・設備機器等の影響を受ける道路を挟んだ隣地の敷地境界（1.2m高さ） E：車両走行等の影響を受ける道路を挟んだ隣地の敷地境界（1.2m高さ） F：車両走行・設備機器等の影響を受ける隣地との敷地境界（1.2m高さ） ・夜間において発生すると見込まれる騒音ごとの最大値規制値 【第一種住居地域】45dB 【選定理由】 P1：キュービクル01の影響を受ける当該店舗の敷地境界（2.3m高さ）	(P21～23 騒音源及び予測地点配置図 及び騒音源立面図 参照) ※選定理由及び予測結果の詳細はP26～27参照 ・等価騒音レベルの予測 予測地点A～F（第一種住居地域） ◎【昼間】47dB～54dB（全地点基準値以下） ◎【夜間】－15dB～19dB（全地点基準値以下） ・夜間騒音の最大値の予測 予測地点 P1【第一種住居地域】 ◎夜間稼働する音源は全て店舗側敷地境界において規制値以下 ・予測結果の評価 【昼間】及び【夜間】の等価騒音レベルの予測について、全予測地点において環境基準値以下となります。 夜間騒音の最大値の予測について、夜間稼働する音源は全て店舗側敷地境界において規制値を下回ります。 静穏に努めて運用してまいります。万一、周辺住民の方々より騒音に関するご意見をいただいた場合には、誠意をもって対応いたします。

立地法指針による配慮事項の概要	関連する届出事項等																								
(2) 廃棄物に係る事項等 ①廃棄物等の保管について ・廃棄物等の種類ごとに必要な保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管容量の算出 ・廃棄物等保管施設の容量 店舗南側廃棄物保管施設：9.27m ³ (小数点以下四捨五入)	(P5 建物配置図参照) ・廃棄物の保管容量 廃棄物保管施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指針排出予測量</th> <th>保管容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙製廃棄物等</td> <td>4.02m³</td> <td>< 4.20m³</td> </tr> <tr> <td>金属製廃棄物等</td> <td>0.14m³</td> <td>< 0.15m³</td> </tr> <tr> <td>ガラス製廃棄物等</td> <td>0.12m³</td> <td>< 0.12m³</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製廃棄物等</td> <td>3.90m³</td> <td>< 3.90m³</td> </tr> <tr> <td>生ごみ等</td> <td>0.59m³</td> <td>< 0.60m³</td> </tr> <tr> <td>その他可燃物</td> <td>0.27m³</td> <td>< 0.30m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9.04m³</td> <td>< 9.27m³</td> </tr> </tbody> </table> ※指針による1日当たりの廃棄物等の排出予測量を上回る保管容量を確保しています。 ・廃棄物の保管方法等 ②廃棄物等の運搬や処理について ・廃棄物等の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営 ・その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について ・廃棄物保管施設は室内保管とし、悪臭が漏れないよう配慮いたします。定期的に清掃を実施し、清潔に努めます。 ・廃棄物の分別保管を徹底します。 ・専門業者により運搬・収集を委託します。 ・レジ袋の削減など、環境問題に取り組みます。 ・リサイクルできるものは回収し、業者委託によりリサイクルを行います。		指針排出予測量	保管容量	紙製廃棄物等	4.02m ³	< 4.20m ³	金属製廃棄物等	0.14m ³	< 0.15m ³	ガラス製廃棄物等	0.12m ³	< 0.12m ³	プラスチック製廃棄物等	3.90m ³	< 3.90m ³	生ごみ等	0.59m ³	< 0.60m ³	その他可燃物	0.27m ³	< 0.30m ³	合計	9.04m ³	< 9.27m ³
	指針排出予測量	保管容量																							
紙製廃棄物等	4.02m ³	< 4.20m ³																							
金属製廃棄物等	0.14m ³	< 0.15m ³																							
ガラス製廃棄物等	0.12m ³	< 0.12m ³																							
プラスチック製廃棄物等	3.90m ³	< 3.90m ³																							
生ごみ等	0.59m ³	< 0.60m ³																							
その他可燃物	0.27m ³	< 0.30m ³																							
合計	9.04m ³	< 9.27m ³																							
(3) 街並みづくり等への配慮事項 ①街並みづくりや景観への配慮 ・緑化対策について ・景観への配慮について ・高齢者・身障者への配慮 ・夜間照明・広告塔照明等の計画と光害対策	・「さいたま市みどりの条例」による緑地を敷地内に確保し、緑化の推進に努めます。 ・「さいたま市景観条例」を遵守したものと、周囲と調和した建物といたします。 ・「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、車椅子対応駐車場を設置します。 ・周辺住居に対して光害による悪影響を及ぼさないよう、細心の注意を払い照射方向や照度に配慮します。																								
意見の概要																									
住民等意見及び関係各課（県警等含む）の意見	法8条4項のさいたま市意見																								
【住民等意見】 なし 【関係各課の意見】 別紙のとおり																									

関係各課意見に対する回答書

令和3年2月17日

さいたま市長 様

名 称 株式会社コスモス薬品
代表者氏名 代表取締役 横山英昭
住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階

(仮称) ドラッグコスモス与野店に対する関係各課意見について、下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス与野店
所在地 さいたま市中央区本町西4丁目1392番1 外
- 2 意見に対する回答
別紙のとおり



別紙

関係課	意見	回答
交通規制課	出店の約1か月前までに浦和西警察署と開店時の対策を協議する事。	開店時の協議を実施いたします。
廃棄物対策課	当該施設のごみは、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として適正に処理してください。	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として適正に処理致します。
南部都市・公園管理事務所 管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市景観計画の景観形成基準を確認し、景観法の行為の届出をすること。 ・さいたま市みどりの条例の基準を確認し、緑化推進協議書の届出をすること。 ・さいたま市屋外広告物条例の基準を確認し、許可が必要であれば申請すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準を確認し、景観法の行為の届出を致します。 ・緑化推進協議書の届出を致します。 ・屋外広告物条例の基準を確認し申請致します。
学事課	<p>来退店経路が、与野八幡小・与野西中の通学路に該当しています。</p> <p>届出書に従った来退店及び搬出入がなされるよう交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を行ってください。</p> <p>交通整理員が不在の期間・時間帯においても、必要に応じ</p>	<p>交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を致します。</p> <p>必要に応じて誘導員等を配置し児童生徒の登下校の安全確保を</p>

	<p>て要員を配置するなどし、児童生徒の登下校の安全確保には万全を期してください。</p>	<p>します。</p>
<p>中央区役所 くらし応援室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口に路面標示等の注意喚起をお願いします。 ・駐車場出入口の設置に伴い、街路灯が共架された電柱を移設する場合には協議をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面標示等の注意喚起をします。 ・移設する場合は協議を実施いたします。

関係各課意見に対する回答書

令和3年2月17日

さいたま市長 様

名 称 株式会社コスモス薬品
代表者氏名 代表取締役 横山英昭
住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階

(仮称) ドラッグコスモス東岩槻店に対する関係各課意見について、下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス東岩槻店
所在地 さいたま市岩槻区東岩槻二丁目4番2,4番3
- 2 意見に対する回答
別紙のとおり



別紙

関係課	意見	回答
交通規制課	出店の約1か月前までに岩槻警察署と開店時の対策を協議すること。	開店時の協議を実施いたします。
環境対策課	夜間における発生する騒音ごとの予測・評価において、一部予測地点において基準値を超過することが見込まれるため、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うとともに、苦情等が発生した場合は誠意を持って対応すること。	苦情等が発生した場合は誠意を持って対応致します。
廃棄物対策課	当該施設のごみは、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として適正に処理してください。	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として適正に処理致します。
北部建設事務所 土木管理課	<p>駐車場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の構造を変更する箇所については、道路法に基づく施工承認、占用許可を必要に応じ得ること。 <p>歩行者と駐車場出入口の安全確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通整理員の配置等を適切に行い、安全確保を徹底すること。 <p>荷さばき施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時間帯での搬入を避け、歩行者の安全確保を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・占用許可を必要に応じて取得します。 ・必要に応じて適宜、交通整理員を配置し安全確保を徹底致します。 ・歩行者の安全確保に配慮致します。

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出入計画について開業前に近隣住民等にも周知すること。 <p>周辺道路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路を汚損・破損させた場合は、原形復旧すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知します。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路を汚損・破損させた場合は、原形復旧致します。
岩槻区役所 くらし応援室	<ul style="list-style-type: none"> ・来店車両の出入庫時の歩行者等への安全確保について十分配慮すること。 ・施設の出入口に停止線及び止まれの表示をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等への安全確保について十分配慮いたします。 ・停止線及び止まれの表示をします。
学事課	<p>来退店経路が、上里小・川通中の通学路に該当しています。</p> <p>届出書に従った来退店及び搬出入がなされるよう交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を行ってください。</p> <p>交通整理員が不在の期間・時間帯においても、必要に応じて要員を配置するなどし、児童生徒の登下校の安全確保には万全を期してください。</p>	<p>交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を致します。</p> <p>必要に応じて誘導員等を配置し児童生徒の登下校の安全確保をします。</p>

関係各課意見に対する回答書

令和3年3月10日

さいたま市長 様

(建物設置者)

名 称 昭和リース株式会社
代表者氏名 代表取締役 瀬戸 紳一郎
住 所 東京都中央区日本橋室町4番3号

(仮称)ケースデンキ大宮櫛引店の大規模小売店舗立地法手続きについて、関係各課より提出された意見照会に対して、下記のとおり回答致します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称:(仮称)ケースデンキ大宮櫛引店
所在地:さいたま市北区櫛引町二丁目738
- 2 意見に対する回答
別紙のとおり



別紙

関係課	意見	回答
<p>埼玉県警察本部 交通規制課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届け出事項に対する意見なし。 ・ 出店の約1か月前までに大宮警察署と開店時の対策を協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店の1か月前までに、開店時の安全対策について大宮警察署と協議を実施します。
<p>廃棄物対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設のごみは、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として適正に処理してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として適正に処理します。
<p>学事課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来退店経路が、日進小・日進中の通学路に該当しています。 届出書に従った来退店及び搬出入がなされるよう交通整理員へ十分な説明を行うとともに、来客及び搬出入者に対して注意喚起を行ってください。 交通整理員が不在の期間・時間帯においても、必要に応じて要員を配置するなどし、児童生徒の登下校の安全確保には万全を期してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に誘導を行うとともに、オープン時等に適宜配置する交通整理員や搬入ドライバーには安全確保に努めるよう周知します。 通常営業時は、オープン後の交通の状況を見ながら、繁忙期等の必要な時期に交通整理員の配置を検討する等、安全確保に努めます。

<p>北部建設事務所 土木管理課</p>	<p>駐車場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の構造を変更する箇所については、道路法に基づく施行承認、占用許可を必要に応じ得ること。 <p>歩行者と駐車場出入口の安全確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通整理員の配置等を適切に行い、安全確保を徹底すること。 <p>荷捌き施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時間帯での搬入を避け、歩行者の安全確保を徹底すること。 ・搬出人計画について開業前に近隣住民等へも周知すること。 <p>周辺道路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路を汚損・破損させた場合は、原形復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の構造を変更する箇所については、道路法に基づく施行承認、占用許可を必要に応じ取得します。 ・オープン時等に交通整理員を適宜配置し、安全確保に努めます。 ・登下校時間帯での搬入を避け、歩行者の安全確保に努めます。 ・大規模小売店舗立地法の住民説明会において搬出人計画は周知済みです。開業前に近隣住民等から搬出人計画についての問い合わせ等があった場合に、個別に説明します。 ・道路を汚損・破損させた場合は原形復旧します。
--------------------------	--	---

